

こ 成 母 1 6 8
医政総発 0405 第 1 号
社 援 保 発 第 2 号
社 援 地 発 第 1 号
障 企 発 0405 第 2 号
老 高 発 0405 第 2 号
老 推 発 0405 第 2 号
老 老 発 0405 第 2 号
令和 6 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号。以下「法」という。)」の一部を改正する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第12号。以下「改正法」という。)」が施行されました。

○ 今回の改正内容

改正法では、法に規定されている一時金の支給の請求期限(令和6年4月23日)を5年延長することとしています。

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされているところですが、改正法附帯決議に掲げられているとおり、一時金の支給対象となる方の多くは御高齢となっていると考えられ一刻の猶予もないことを踏まえ、支給対象となる方に、早急に情報を届けられるよう、様々な場所において、またあらゆる機会を通じて、効果的な周知広報を行う必要があります。

具体的には、対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されることを踏まえ、知的障害や視覚障害、聴覚障害のある方にも理解いただけるよう、平易な言葉を用いた文章とすることや、点字や手話を用いることなど、情報提供の在り方を工夫しつつ、下記の「1. 周知・広報」のとおり、ポスター・リーフレットの活用等により、積極的な制度の周知広報にご協力をお願いします。

また、優生手術等を受けた方等に身近な地域で安心して相談いただけるよう、下記の「2. 相談支援」のとおり、地方公共団体の一時金支給制度の相談窓口の体制を充実させていただくとともに、相談があった際には、相談者からの話を丁寧に聴取し、一時金の支給対象である可能性がある場合には、一時金の請求につながるよう丁寧な説明をお願いします。

都道府県におかれましては、以上について貴管内の市区町村に周知していただきますようよろしくお願いします。

なお、周知・広報や相談支援に要する費用であって、旧優生保護法一時金支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては同交付金により交付するものであることを申し添えます。

記

1. 周知・広報

一時金の支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定されることから、各市町村においては、例えば以下のような機会等にポスター・リーフレットの配布を行うとともに、必要に応じて、都道府県に設置された旧優生保護法一時金支給担当窓口への案内等を行っていただきますようお願いいたします。

また、「旧優生保護法一時金に係る周知広報について」（令和5年12月21日付こども家庭庁母子保健課旧優生保護法一時金支給業務室事務連絡）においてお送りした「情報入手方法に係るアンケート（請求者等が何を見て一時金制度のことを知ったか。）の集計結果」（別添5）を参考に、各都道府県において、効果的な周知広報を行っていただきますようお願いいたします。

<施設関係>

- ・ 管内の関係施設（医療機関、障害者支援施設、老人福祉施設、救護施設等）を通じた周知広報（ポスター・リーフレットの配布等）

等

<障害福祉関係>

- ・ 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の手續等の機会を捉えた案内
- ・ 各種障害福祉サービスの利用手続き等の機会を捉えた案内
- ・ 障害者支援施設へのポスター・リーフレットの配布

等

<介護関係>

- ・ 要介護認定の申請手続き等の機会を捉えた案内
- ・ 介護支援専門員が介護サービス受給者を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 介護サービス事業者へのポスター・リーフレットの配布

等

<社会・援護関係>

- ・ 生活保護受給者が福祉事務所に来所した際や、福祉事務所の職員が生活保護受給世帯を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 救護施設等に対するポスター・リーフレットの配布
- ・ 生活に困窮する方が相談窓口（自立相談支援機関）に来所した際の案内
- ・ 成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口等に来所した際の案内や社会福祉協議会等が運営する権利擁護センター等へのポスター・リーフレット

トの配布

等

2. 相談支援

法第 12 条第 2 項において、「国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする」とされており、同条第 3 項においては、その際、優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされています。そのため、都道府県においては、相談者が相談・請求をしやすい体制を整備いただきますようお願いいたします。

その際、例えば、相談者が安心して相談できるよう、

- ・ 一時金についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられるところです。

また、相談内容から一時金の支給対象である可能性があると考えられた場合には、本一時金の請求につながるよう丁寧な説明をお願いします。

一時金支給の請求の意思が明確な場合は、請求書の記載事項に不備があり、又は添付書類に不足がある場合でも、原則、その場で受け付け、不足する書類などがあれば、受付後に補正する対応をお願いします。

請求の受付後、速やかに都道府県が保有する記録の調査や職員への聴取を行い、並行して、関係機関（医療機関、福祉施設、市町村等）に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するように求めることとなるため、相談支援の段階から、これらの関係機関と緊密に連携するようお願いいたします。

別添 1：旧優生保護法一時金ポスター

別添 2：旧優生保護法一時金リーフレット

別添 3：分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット

別添 4 : 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律の一部を改正する法律関係資料

別添 5 : 情報入手方法に係るアンケート（請求者等が何を見て一時金制度のこ
とを知ったか。）の集計結果

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0565